

学位記に記載する氏名の取扱要領

令和8年4月1日 制定

1. 学位記に記載する氏名は、原則、大学院学籍（戸籍上）の氏名を表記する。
2. 大学が、学位に関する証明の際に用いる氏名の表記は、1と同様の取扱いとする。
3. 学位記に記載する氏名を大学院学籍の氏名とは異なる表記とすることを希望する場合は、学位申請書類と併せて「学位記記載氏名届」（別紙様式）を大学院医学研究科長に提出するものとする。
4. 学位記と大学院学籍とで氏名の表記が異なる場合、学位に関する証明以外の各種証明の際に用いる氏名の表記は大学院学籍どおりとし、各種文書の氏名との同一性及び戸籍上の氏名との同一性の証明については、当該学生の自己責任において行うものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。